

上越市
原子力災害に備えた
屋内退避・避難計画
(初版)

平成 27 年 9 月
新潟県上越市

< 目 次 >

第1章 総則

1 計画の目的	1
2 計画の基本方針	1
3 計画の修正	1

第2章 原子力災害対策の基本事項

1 計画の対象地域	2
2 原子力災害に対応するための防護措置	4
3 防護措置の実施基準	5

第3章 市の対応体制

1 災害対策本部等の設置	10
2 情報連絡体制	12
3 住民等への情報伝達	14
4 相談窓口の設置	16
5 緊急時モニタリング	17

第4章 住民等の屋内退避・避難体制

1 屋内退避の実施	18
2 避難等の実施	20

第5章 要配慮者等の避難体制

1 要配慮者への対応	23
2 園児、児童、生徒への対応	24
3 観光客等一時滞在者への対応	24

第6章 原子力災害医療

1 安定ヨウ素剤の配布・服用	25
2 避難退域時検査及び簡易除染	27

第7章 避難者の支援等

1 避難所の運営	28
2 避難の長期化に備えた対応	28
3 生活必需品等物資の確保	28
4 他自治体からの避難者受入	28

資料 上越市地区別避難先等一覧

第1章 総則

1 計画の目的

本計画は、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に定める原子力災害（原子力発電所の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害）が発生又は発生するおそれが生じた場合に備え、「上越市地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「地域防災計画」という。）に基づき、市民、市内勤務者及び市内一時滞在者等（以下「住民等」という。）の屋内退避、一時移転及び避難（以下「避難等」という。）等を円滑に実施するために必要な事項を定めるものである。

2 計画の基本方針

原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）では、原子力発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分（警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態）及び緊急時活動レベル（EAL:Emergency Action Level）、運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level）の基準に応じ、屋内退避や避難等の防護措置を行うこととされている。

当市域における防護措置は、原子力災害対策指針や地域防災計画第1章第8節に基づき、放射性物質の放出前は「屋内退避」を基本とし、放射性物質の放出後は、屋内退避を継続しながら、緊急時モニタリング等の結果を踏まえ区域を特定して避難等を実施する。

3 計画の修正

本計画は、現時点における基本的な対応をまとめたものであり、今後、関係法令、原子力災害対策指針、地域防災計画等の改正や国、県、県内市町村及び防災関係機関との引き続きの協議・検討結果により、随時更新する。

また、県が定める「原子力災害時に備えた新潟県広域避難の行動指針」（以下「新潟県行動指針」という。）や、県がまとめた原子力災害時の新潟県広域避難マッチングと整合を図る。

第2章 原子力災害対策の基本事項

1 計画の対象地域

本計画の対象地域は、市内全域とする。なお、避難等の実施を計画する地域は、地域防災計画で「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」として定めている避難準備区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）内とし、避難準備区域（UPZ）外においても避難等が必要となった場合には、本計画を基に適切に対応する。

【原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲】

即時避難区域（PAZ）…原子力発電所から半径おおむね5キロメートル圏

- ・放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。
- ・全面緊急事態となった場合、原則として直ちに避難を実施する。

避難準備区域（UPZ）…原子力発電所から半径おおむね5～30キロメートル圏

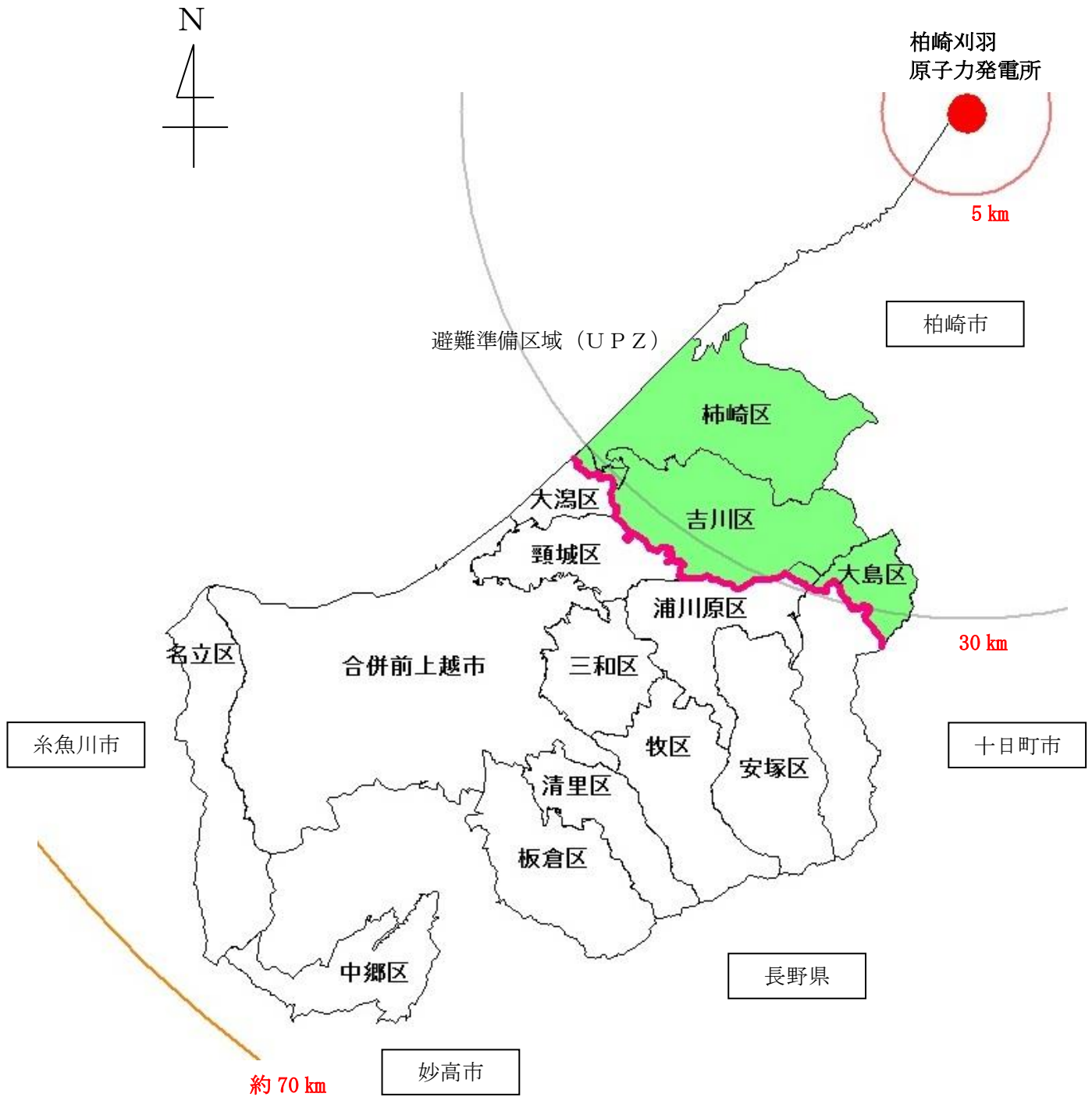
- ・事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する区域。
- ・全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、速やかに屋内退避を実施する。
- ・放射性物質の放出に至った場合、屋内退避を継続しながら、緊急時モニタリングの結果等に基づき、必要な場合は避難等及び安定ヨウ素剤の服用などを実施する。

【当市における原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲と人口】

（平成27年4月1日現在）

区域名	区域の範囲	人口
即時避難区域 （PAZ） 〈おおむね5km圏〉	該当なし	
避難準備区域 （UPZ） 〈おおむね 5km～30km圏〉	<ul style="list-style-type: none"> ・柿崎区：全域 ・吉川区：全域 ・浦川原区：小麦平町内会 ・大島区：板山町内会、田麦町内会、竹平町内会、藤尾町内会 ・大湊区：雁子浜町内会、内雁子町内会 	15,546人 うち 避難行動要支援者 3,015人

【当市における原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲】



2 原子力災害に対応するための防護措置

原子力災害対策指針で示されている、原子力災害に対応するための主な防護措置は以下のとおり。市は、国や県の指示又は独自の判断に基づき、必要な各種防護措置を行う。

(1) 屋内退避

自宅や公共施設などの屋内に退避し、呼吸等による放射性物質の体内への取り込みを抑制するとともに、屋外の放射性物質からの放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

屋内退避は、避難等の指示が行われるまで被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難等の実施が困難な場合に実施する。また、避難準備区域（UPZ）内においては、原子力発電所から放射性物質が放出されていない段階においても、予防的な防護措置として屋内退避を実施する。

なお、屋内退避が長期にわたる場合には生活に支障が出るため、原子力発電所の状況や放射性物質の放出状況などを踏まえ、屋内退避措置の緩和や解除、又は避難等を実施する。

(2) 避難等

住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に実施する防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

原子力災害対策指針では、以下の2通りが規定されている。

① 一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（一週間程度）の内に当該地域から離れるため実施する防護措置。

② 避難

空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれがある地点から速やかに離れるため緊急に実施する防護措置。

(3) 安定ヨウ素剤の予防服用

安定ヨウ素剤をあらかじめ服用し、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの低減を図る防護措置であり、避難や一時移転等と併用する。

(4) 避難退域時検査及び簡易除染

放射性物質が皮膚や衣類等に付着することによる外部被ばくや、呼吸等による内部被ばくの低減、汚染の拡大防止を目的に、身体の表面や物品等への放射性物質の付着の有無を確認する（避難退域時検査）とともに、基準値を超えた場合には放射性物質を取り除くための処置（簡易除染）を行う。

(5) 飲食物の摂取制限

飲食物中の放射性物質濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、当該飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る。

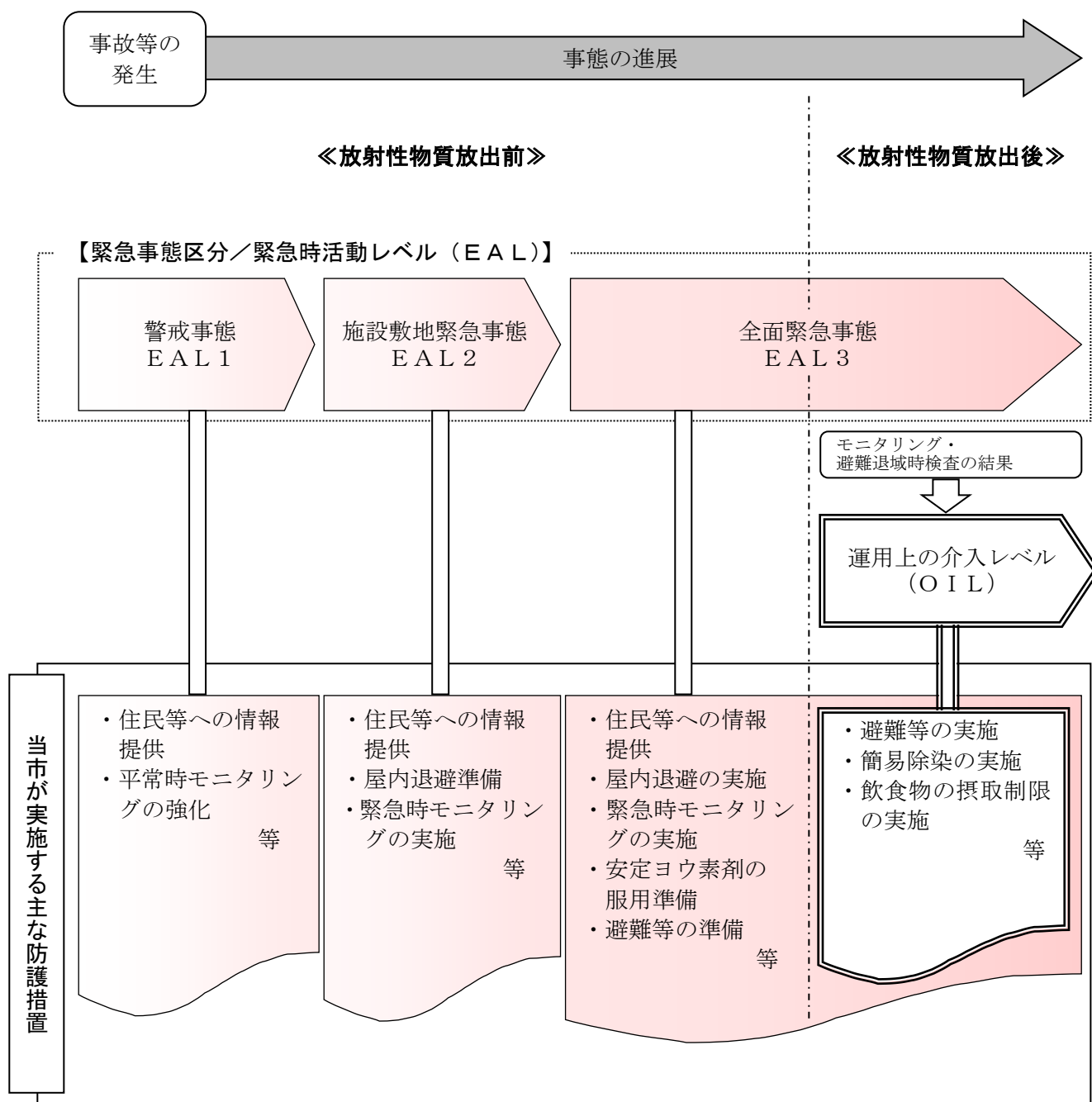
3 防護措置の実施基準

緊急時においては、情報収集により事態を把握し、原子力発電所の状況や距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要となる。

このため、原子力災害対策指針では、原子力発電所の状況に応じた 3 つの緊急事態区分（警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態）や、原子力発電所の状況がどの緊急事態区分に該当するかを原子力事業者が判断するための基準である「緊急時活動レベル（EAL）」、放射性物質放出後の防護措置の実施を判断するための基準である「運用上の介入レベル（OIL）」を導入している。

市は、これら基準に基づき国や県の指示又は独自の判断により、各種防護措置を実施する。

【防護措置実施の流れ】



(1) 放射性物質放出前の防護措置

放射性物質の放出前においては、3つの緊急事態区分に応じた防護措置を実施する。

なお、これらの事態は、次に示す順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意する。

① 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）について

原子力災害対策指針で示されている3つの緊急事態区分及び各区分に対応する緊急時活動レベル（EAL）は次のとおり。

ア 警戒事態／EAL1

住民等への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所において異常事象の発生又はそのおそれがあるため、国、県、市などの防災関係機関が情報収集や防護措置の準備を開始する必要がある段階。

イ 施設敷地緊急事態（原災法第10条の通報基準に該当）／EAL2

原子力発電所で住民等に放射線による影響をもたらす可能性のある事故等が生じたため、即時避難区域（PAZ）において緊急時に備えた避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

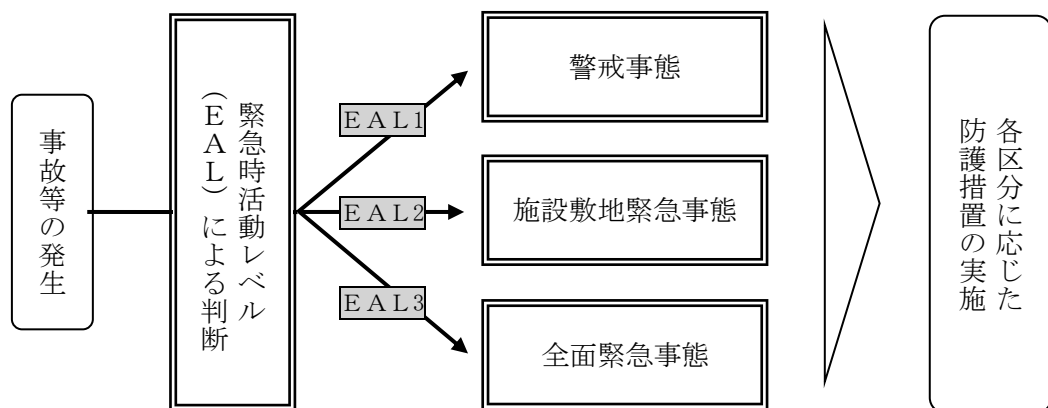
原災法第10条は、原子力災害に至る可能性のある段階での原子力事業者による通報義務を定めている。

ウ 全面緊急事態（原災法第15条の内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の基準に該当）／EAL3

原子力発電所において住民等に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響（ある一定の放射線量を超えると現れるとされている影響）を回避し、確率的影響（放射線の量の増加に従って、障害の発生する確率が大きくなる傾向がある影響）のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

原災法第15条は、放射性物質等が異常な水準で原子力事業所外へ放出された、又は放出されるおそれのある段階で内閣総理大臣が発する「原子力緊急事態宣言」等について定めている。

※ 各緊急事態区分を判断する緊急時活動レベル（EAL）の枠組みは、地域防災計画資料編第5部 5-3を参照。



② 防護措置の内容

市は、国や県の指示又は独自の判断に基づき、緊急事態区分に応じた防護措置を実施する。

※ 太枠内が当市が実施する防護措置

【緊急事態区分（緊急時活動レベル（EAL））に基づく防護措置の流れ】

原子力災害対策指針、新潟県地域防災計画を基に上越市作成

		事態の進展（放射性物質の放出前）		
緊急事態区分		警戒事態 EAL 1	施設敷地緊急事態 EAL 2	全面緊急事態 EAL 3
地方公共団体の対応 当市の対応	即時避難区域 (PAZ) 〈おおむね 5km 圏〉	施設敷地緊急事態 要避難者の避難準備	施設敷地緊急事態 要避難者の避難実施 避難準備 安定ヨウ素剤の 服用準備	避難の実施 安定ヨウ素剤の 服用指示
	避難準備区域 (UPZ) 内 〈おおむね 5km～ 30km 圏〉		屋内退避準備	屋内退避の実施 安定ヨウ素剤の 服用準備 避難等の準備
	避難準備区域 (UPZ) 外 〈おおむね 30km 超〉		自主避難者の 受入準備	自主避難者の 受入 屋内退避の実施に 備えた注意喚起 避難受入の準備

(2) 放射性物質放出後の防護措置

放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、防護措置を実施する。

① 運用上の介入レベル（OIL）について

原子力災害対策指針で示されている運用上の介入レベル（OIL）は次のとおり。

【OILと防護措置について】

原子力災害対策指針から抜粋

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線:13,000cpm [1ヶ月後の値] (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改訂される。

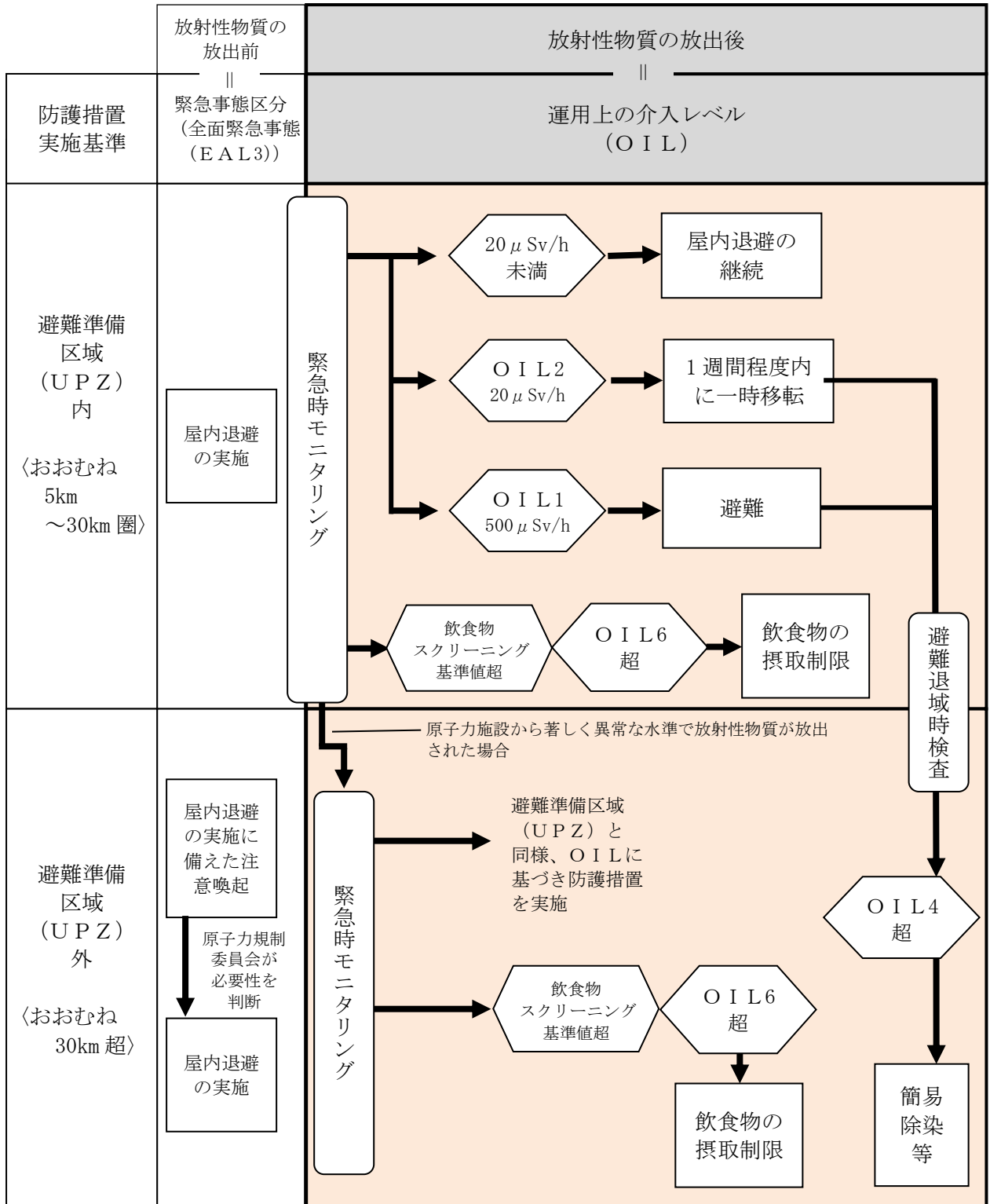
※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL 1の基準値を超えた場合、OIL 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

② 防護措置の内容

市は、国や県からの指示等により、運用上の介入レベル（O I L）に応じた防護措置を実施する。

【運用上の介入レベル（O I L）に基づく防護措置の流れ】

原子力災害対策指針などを基に上越市作成



第3章 市の対応体制

1 災害対策本部等の設置

緊急時には、地域防災計画に定める災害対策本部等の設置基準に基づき、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の設置基準に達した時には、職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な活動体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等から情報を得るなど連携を図りつつ、事故・災害の状況把握等に努め、適切に対応する。

(1) 設置基準

災害対策本部等の設置基準は下表のとおり。

態勢	設置基準	活動体制	緊急事態区分
第1次配備	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき	災害警戒本部	情報収集事態
	2 新潟県内で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき		警戒事態
	3 新潟県内で、大津波警報が発令されたとき		
	4 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が $1\mu\text{Sv/h}$ を超える数値を検出したとき		
	5 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に相当する重要な故障が認められるとき		
	6 その他市長が必要と認めるとき		
第2次配備	1 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき	災害対策本部 現地災害対策本部	施設敷地 緊急事態
	2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき		全面緊急事態
	3 その他市長が必要と認めたとき		

(2) 活動体制の確立

① 災害警戒本部、災害対策本部の体制

各本部の設置場所、実施責任者、構成員等は地域防災計画第2章第3節を参照。

② 現地災害対策本部の設置

災害対策本部の設置と同時に、市長が指名する副市長を長とする現地災害対策本部を原子力防災センター（オフサイトセンター（OFC））に設置する。

③ 専門家等の派遣要請

市は、緊急時における迅速かつ円滑な避難等の防護措置に資するため、市の原子力アドバイザーから必要な対応などについて助言等を得るとともに、地域防災計画に基づき、国等に対し専門家等の派遣を要請する。

ア 国への専門家の派遣要請

イ 指定地方行政機関の長への職員派遣要請（又は県への斡旋の要請）

ウ 原子力事業者への職員派遣要請

(3) 主な活動内容

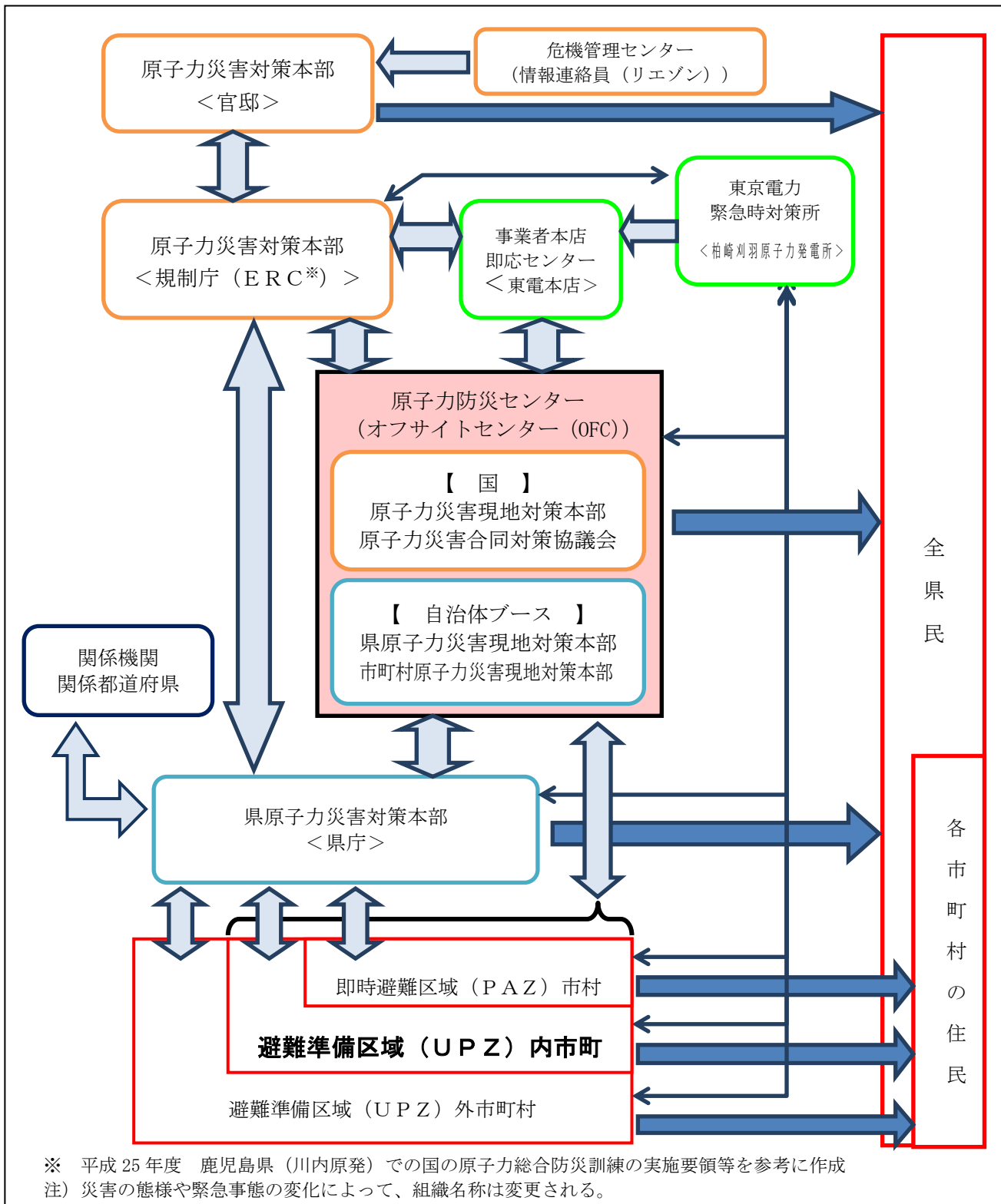
本 部	主な活動内容	本計画での記載
災害警戒本部	<p>【情報収集事態・警戒事態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 ・ 住民等への情報提供 ・ 相談窓口の設置 ・ モニタリングデータ等の収集 	<p>第3章 2 情報連絡体制</p> <p>第3章 3 住民等への情報伝達</p> <p>第3章 4 相談窓口の設置</p> <p>第3章 5 緊急時モニタリング</p>
災害対策本部	<p>【施設敷地緊急事態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地災害対策本部の設置 ・ 情報収集 ・ 住民等への情報提供 ・ 相談窓口の設置 ・ 緊急時モニタリングへの協力 ・ 屋内退避の準備 	<p>第3章 1 災害対策本部等の設置</p> <p>第3章 2 情報連絡体制</p> <p>第3章 3 住民等への情報伝達</p> <p>第3章 4 相談窓口の設置</p> <p>第3章 5 緊急時モニタリング</p> <p>第4章 1 屋内退避の実施</p>
	<p>【全面緊急事態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 ・ 住民等への情報提供 ・ 相談窓口の設置 ・ 緊急時モニタリングへの協力 ・ 屋内退避の実施 ・ 避難等の準備 	<p>第3章 2 情報連絡体制</p> <p>第3章 3 住民等への情報伝達</p> <p>第3章 4 相談窓口の設置</p> <p>第3章 5 緊急時モニタリング</p> <p>第4章 1 屋内退避の実施</p> <p>第4章 1 屋内退避の実施</p>
	<p>【放射性物質放出後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難等の実施 ・ 安定ヨウ素剤の配布・服用 ・ 避難退域時検査及び簡易除染の実施 	<p>第4章 2 避難等の実施</p> <p>第6章 1 安定ヨウ素剤の配布・服用</p> <p>第6章 2 避難退域時検査及び簡易除染</p>

2 情報連絡体制

緊急時における応急対策活動等に資するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行う。

【主な情報の流れ】

「新潟県行動指針」を基に上越市作成



※ 平成 25 年度 鹿児島県（川内原発）での国の原子力総合防災訓練の実施要領等を参考に作成
注）災害の態様や緊急事態の変化によって、組織名称は変更される。

※ E R C : Emergency Response Center。原子力発電所で事故が起きた際に指揮を執る緊急時対応センターのこと。

【事態区分における主な連絡内容】

「新潟県行動指針」から

事態区分	発信元	主な連絡内容
警戒事態 (EAL1)	東電	・警戒事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域（PAZ）の対応状況
	県・OFC	・モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域（PAZ）圏内の要援護者の避難準備要請及びその状況 等
施設敷地緊急事態 【原災法第10条事象】 (EAL2)	東電	・施設敷地緊急事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域（PAZ）の対応状況
	県・OFC	・モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域（PAZ）圏内の避難準備要請及び安定ヨウ素剤の服用準備指示 ・即時避難区域（PAZ）圏内の要援護者等の早期避難要請 ・避難準備区域（UPZ）圏内の屋内退避準備 等
全面緊急事態 【原災法第15条事象】 (EAL3)	東電	・全面緊急事態に該当する旨、原発等の状況、
	国	・緊急事態発出の連絡、国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域（PAZ）の対応状況
	県・OFC	・モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域（PAZ）圏内の避難指示及び安定ヨウ素剤の服用指示 ・避難準備区域（UPZ）圏内の屋内退避指示及び安定ヨウ素剤の服用準備 ・避難準備区域（UPZ）圏外への避難受入要請及び安定ヨウ素剤の服用準備 等

※網掛けの情報が各事態における最初の情報となる。

3 住民等への情報伝達

市は、住民等に対し、原子力発電所の状況等に関する情報を適宜広報するとともに、国、県から屋内退避、避難等の指示があった場合は、速やかに伝達する。

(1) 伝達のタイミング（例示）

- ・緊急事態区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）等に至ったとき
- ・市が特別の体制（災害対策本部設置等）をとったとき
- ・事故や災害の状況等に大きな変化があったとき
- ・屋内退避、避難等を指示するとき
- ・放射性物質が放出されたとき
- ・国が緊急時モニタリングの結果を公表したとき

(2) 伝達内容（例示）

① 警戒事態発生時

こちらは、上越市です。
柏崎刈羽原子力発電所の状況についてお知らせします。
本日、〇時〇分、柏崎刈羽原子力発電所において、事故が発生いたしました。
原子力災害に警戒するため、上越市では、〇時〇分、災害警戒本部を設置しました。
現在のところ、放射性物質は、原子力発電所の外部へは漏れていません。
今後、事故の状況により屋内退避の実施が想定されることから、無用な外出は控え、市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。
現在、市では、情報の収集に当たっていますので、新たな情報が入り次第、お知らせいたします。

② 施設敷地緊急事態発生時

こちらは、上越市です。
柏崎刈羽原子力発電所の状況についてお知らせします。
本日、〇時〇分、柏崎刈羽原子力発電所の事故により、異常事象が発生いたしました。
原子力災害に警戒するため、上越市では、〇時〇分、災害対策本部を設置しました。
原子力発電所の事故は、まだ、収まっていますが、現在のところ、放射性物質は外部に漏れていません。
今後、事故の状況により屋内退避の実施が想定されることから、〇〇地区の住民の皆さんは外出を控え、自宅に留まり、屋内退避の準備を行ってください。
高齢者や体の不自由な方などは、自宅などの屋内に入り、窓やドアを閉めて、換気を止めるなど、早めに屋内退避を始めてください。
〇〇地区内に外出中の方や事業所の皆さんは、速やかに帰宅してください。
〇〇地区に滞在している旅行者などの皆さんは、ただちに市外への退避をお願いします。
その他の地区の皆さんは、特別の対応の必要はありませんが、無用な外出は控え、市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。
現在、市では、情報の収集に当たっていますので、新たな情報が入り次第、お知らせいたします。

③ 全面緊急事態発生時（屋内退避指示）

こちらは、上越市です。
柏崎刈羽原子力発電所の状況についてお知らせします。
現在のところ、放射性物質の異常な放出はありませんが、万が一に備え、市災害対策本部では、次の地域の皆さんに、自宅などの屋内に退避していただくことを決定しました。
対象地域は、〇〇地区です。
対象地域の皆さんは、今後、指示があるまで自宅などの屋内に入り、窓やドアを閉めて、換気を止めてください。また、外から帰ってきた際は、顔や手を洗い、うがいをしてください。
〇〇地区内の事業所の皆さんは、事業所内に屋内退避してください。
〇〇地区に滞在している旅行者などの皆さんは、宿舎や、市が開設する屋内退避所に屋内退避してください。
屋内退避所は、□□です。
その他の地区の皆さんは、特別の対応の必要はありませんが、無用な外出は控え、市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。
今後も、およそ□分毎に、事故の状況などをお知らせします。また、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

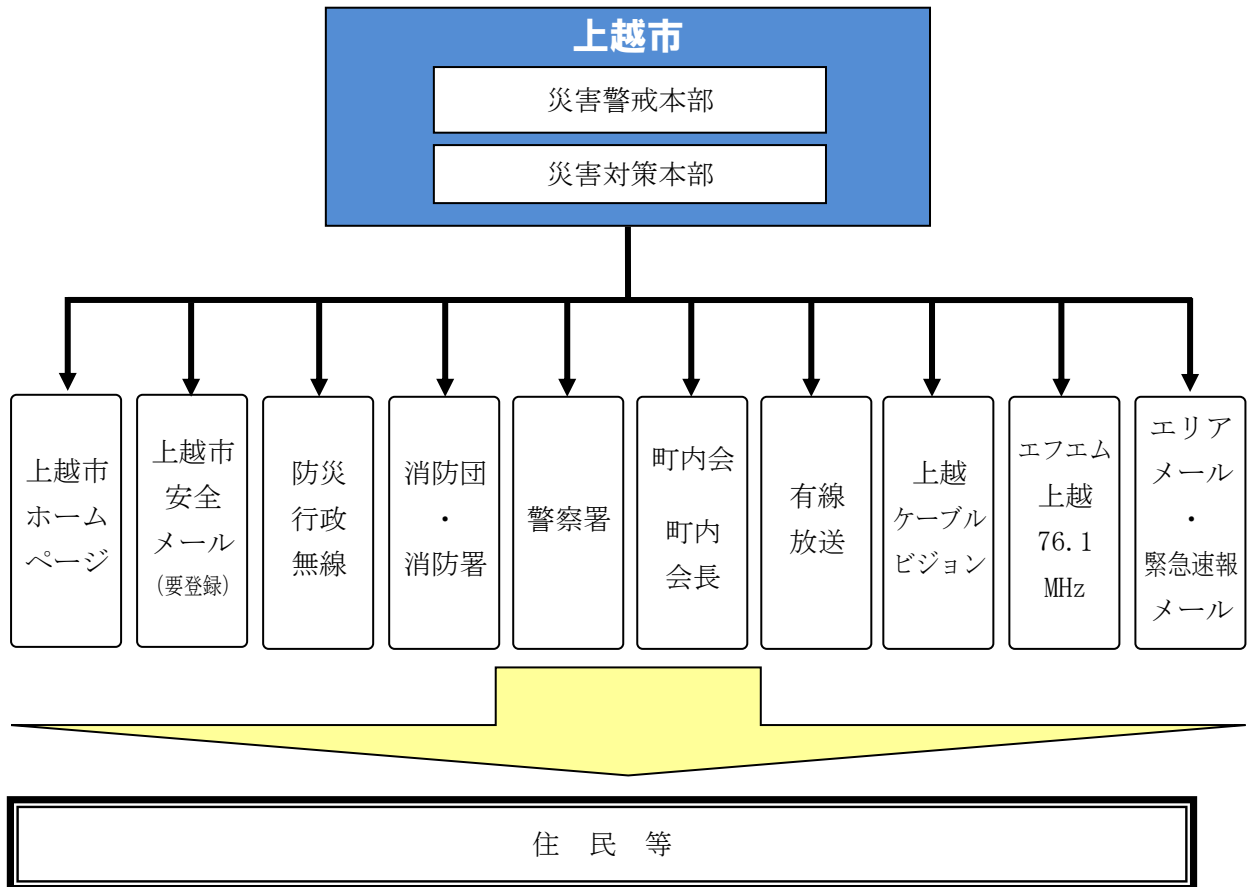
④ 全面緊急事態発生時（避難指示）

こちらは、上越市です。
柏崎刈羽原子力発電所の状況についてお知らせします。現在、〇〇地区では屋内退避を行っていますが、一時移転（避難）が必要な状況となったため、避難準備区域外への避難を指示します。
〇〇地区の皆さんは、貴重品や着替えなど最小限の持ち物を用意し、マスクや上着を着用のうえ、火の元や戸締まりなどに気をつけて、落ち着いて、避難を開始してください。
避難経路所は、□□□□です。
自家用車で避難される方は、できるだけ乗り合いを心がけてください。
避難に際しては、警察等の誘導に従い、国道（県道）□□号線を経由のうえ、□□【避難退域時検査場所】で避難退域時検査を受けてください。
バスで避難される方は、□□□□【一時集合場所】に、□時□分までに集合してください。
△△地区の皆さんは、今後の状況によっては一時移転（避難）を指示することがありますので、屋内退避を続けてください。
その他の地区の皆さんは、特別の対応の必要はありませんが、無用な外出は控え、市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。
今後も、およそ□分毎に、事故の状況などをお知らせします。また、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

(3) 伝達手段

住民等への情報伝達に当たっては、複数の伝達手段により行う。

【住民等への情報伝達フロー】



4 相談窓口の設置

市は、国、県及び関係機関等と連携し、住民等からの問い合わせに対応するための窓口を設置し、必要な要員を配置する。

◆住民等のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う。

- ・ 事故の発生日時及び概要
- ・ 事故の状況と今後の予測
- ・ 原子力発電所における対応状況
- ・ 行政機関の対応状況
- ・ 住民等がとるべき行動
- ・ 屋内退避区域又は避難対象区域

5 緊急時モニタリング

放射性物質の放出後は、運用上の介入レベル（O I L）に基づき防護措置を実施することとされているため、その根拠となるデータを提供する「緊急時モニタリング」は極めて重要な活動となる。

緊急時モニタリングは、国の統括のもと、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び国が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき実施することとされている。

市は、事態の進展に応じ、緊急時モニタリングの準備や実施等について国や県等に協力することとされているが、具体的な内容については県が「新潟県緊急時モニタリング計画」の策定を進めているところである。

※ 県内の放射線モニタリングポストの配備状況及びモニタリング資機材一覧は、地域防災計画資料編 第6部 6-2、6-3を参照。

【緊急時モニタリングにおける各機関の役割】

「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」
（平成27年4月22日 原子力規制庁監視情報課）より抜粋

	国	地方公共団体	原子力事業者	関係指定公共機関	EMC（緊急時モニタリングセンター）
平常時	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング実施計画のひな形作成 緊急時モニタリング計画作成協力 動員計画に係る調査の実施 EMCの体制整備 緊急時モニタリング訓練の実施・協力 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング計画作成 動員計画に係る調査の実施 EMC体制整備への協力 緊急時モニタリング訓練の実施・協力 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング計画作成協力 動員計画にかかる調査への協力 緊急時モニタリング訓練の実施・協力 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング計画作成協力 動員計画にかかる調査への協力 緊急時モニタリング訓練の実施・協力 	—
緊急時	<ul style="list-style-type: none"> 資機材及び要員の動員並びに動員の指示 EMCの立上げ EMCへの参画及び統括 緊急時モニタリング実施計画の作成及び改訂 国が実施する緊急時モニタリング（航空機モニタリング等）の実施 緊急時モニタリング結果の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材及び要員の動員 EMCの立上げへの協力 EMCへの参画 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材及び要員の動員 オンサイトモニタリング（プラント状態に係る情報の収集を含む）の実施 EMCへの参画 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材及び要員の動員 EMCへの参画 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの実施 緊急時モニタリング実施計画の改訂案への提案と意見 国が直接実施する緊急時モニタリング（航空機モニタリング等）に係る必要な協力

第4章 住民等の屋内退避・避難体制

1 屋内退避の実施

「第1章 2 計画の基本方針」のとおり、緊急時における当市での防護措置は屋内退避が基本となる。

市は、緊急時における混乱の防止を図りながら、屋内退避が必要と判断された地域に対して速やかに屋内退避を指示し、住民等の安全確保を図る。

(1) 屋内退避の指示

市は、緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）等に基づく国や県の指示又は独自の判断に基づき、住民等に対し、屋内退避準備情報の発表や屋内退避を指示する。

また、屋内退避指示の解除又は運用上の介入レベル（OIL）に基づく防護措置を実施するまでは、屋内退避を継続することとするが、その期間が長期にわたることが想定される場合には、避難等の実施に移行する。

① 避難準備区域（UPZ）内の屋内退避

ア 市は、原子力事業者等から施設敷地緊急事態（EAL2）が発生した旨の通報を受けた場合には、住民等に対し、屋内退避準備情報を発表する。

イ 市は、国や県の指示に基づき、又は原子力事業者等から全面緊急事態（EAL3）が発生した旨の通報を受けた場合には、住民等に対し、屋内退避を指示する。

② 避難準備区域（UPZ）外の屋内退避

ア 市は、原子力事業者等から全面緊急事態（EAL3）が発生した旨の通報を受けた場合には、必要に応じて、住民等に対し屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

イ 市は、国や県から屋内退避が必要となる区域の通知を受けた場合は、当該区域の住民等に対し、屋内退避を指示する。

(2) 屋内退避所等の開設

① 屋内退避所の開設

市は、自宅等以外での屋内退避が必要となる場合に備え、指定緊急避難場所兼指定避難所（以下「指定避難所」という。）を屋内退避所として開設する。

ア 市は、施設敷地緊急事態（EAL2）に進展することが見込まれた段階で、避難準備区域（UPZ）内にある指定避難所を屋内退避所として開設するための準備を行うとともに、施設敷地緊急事態（EAL2）となり、屋内退避準備情報を発表した場合は、屋内退避所を開設し、その旨を住民等に周知する。

イ 市は、避難準備区域（UPZ）外で屋内退避が必要となる区域の発生が見込まれた段階で、当該区域内にある指定避難所を屋内退避所として開設するための準備を行うとともに、屋内退避を指示した場合は、屋内退避所を開設し、その旨を住民等に周知する。

② 自主避難者の受入

市は、市内の屋内退避指示地域からの自主避難者の発生が見込まれる場合は、屋内退避指示地域外の指定避難所の中から指定した施設を受入施設として開設する。

(3) 屋内退避の際の留意事項

市は、屋内退避準備情報の発表や屋内退避を指示するときは、住民等に対し、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、その徹底を図る。

- ・外出中の住民等は、速やかに帰宅すること
- ・あわてず落ち着いて、建物の中に入ること。
- ・外気を入れないため、ドアや窓を閉めること。
- ・換気扇のほか、外気を取り込む設備などを止めること。
- ・外から帰ったときは、顔や手を洗い、うがいをする事。
- ・防災行政無線やテレビ、ラジオなどから、最新の情報入手すること。

(4) 避難等の準備

市は、国や県の指示又は独自の判断に基づき、住民等に対し避難準備情報を発表するとともに、災害の状況や避難先自治体の被災状況等を踏まえ国や県と避難先や避難ルート等に関する調整を行うなど、避難等の実施に向けた準備を行う。

2 避難等の実施

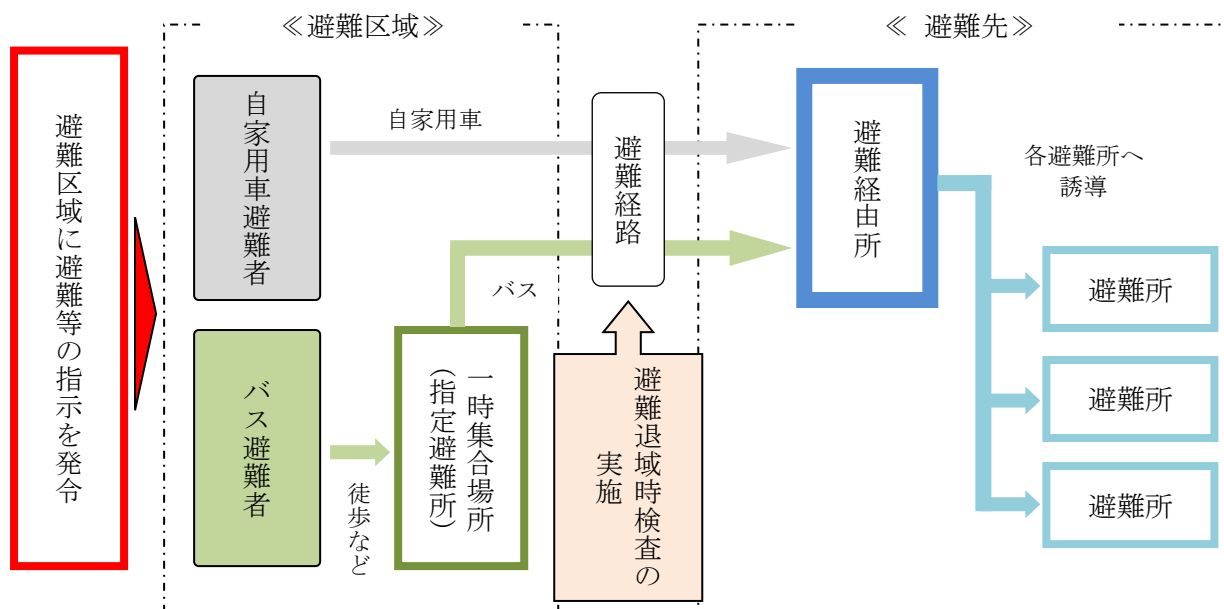
避難等の実施を計画する地域は、「第2章 1 計画の対象地域」で示したとおり、避難準備区域（UPZ）内とする。

また、避難準備区域（UPZ）内の全住民等が一斉に避難等を行うのではなく、緊急時モニタリングの結果等により避難等が必要であると判断される区域（以下「避難区域」という。）が確認された場合に、当該区域を指定し、避難等を実施する。

(1) 避難等のイメージ

避難等の実施に当たっては、その円滑化を図るため、避難者の最初の目的地となる「避難経由所」を設置し、そこから各避難所へ誘導する。

また、避難等の途中で避難退域時検査を行うとともに、O I L 4 以上の放射性物質の付着が認められる場合は簡易除染を行う。



(2) 避難等の指示

県は、市に対し、避難区域を速やかに通知するとともに、市を経由して、当該区域の住民等に速やかに避難等を指示することとされている。

また、市は、国の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対し避難等を指示する。

避難等を指示する場合には、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

◆避難区域の住民等への指示事項

- ・ 県が示した受入市町村、避難施設名、避難経路、スクリーニングの場所等
- ・ 原則自家用車を利用し、できるだけ乗り合いすること。
- ・ 交通整理を行っている警察官等の指示に従うこと。
- ・ 自家用車で避難できない場合は、市が指定する一時集合場所（指定避難所）に集まり、そこからバスを利用すること。
- ・ 一時集合場所（指定避難所）の名称、所在地
- ・ 近所で声をかけあうこと。
- ・ 肌を露出しないよう長そで、長ズボン、帽子、マスク、手袋などを身に着けること。
- ・ 貴重品や最小限の着替え、持病の薬など非常時持ち出し品等を携行すること。
- ・ 電気のブレーカーを落とし、ガス・水道の元栓を閉めること。
- ・ 戸締りをする事。

なお、避難等の実施にあたっては、避難時の情報伝達体制、避難前後の安否確認等の円滑化、避難所でのコミュニティ維持の重要性等を考慮し、町内会単位での避難等を基本とする。

(3) 避難手段の確保

自家用車での乗り合いにより避難等を実施することを基本とする。

自家用車での避難等が困難な住民等については、避難用バスにより避難等を行うこととなるため、市は、バス避難者数（一時集合場所に参集した住民等の人数）を速やかに把握するとともに、県及びバス事業者等の協力により必要な避難用バスを手配する。

(4) 避難経由所、避難所の確保

新潟県地域防災計画では、県が、他自治体と避難調整を行った上で、市に対し受入市町村及び避難施設名を示すこととされている。

一方で、想定される避難者数の受入に足る十分な避難所をあらかじめ確保しておくことは、避難等の実施時における住民の混乱を極力抑え、避難等の迅速化を図るうえで有効な手段である。このため、県がまとめた原子力災害時の新潟県広域避難マッチングで、本市住民の避難先は市内避難準備区域（UPZ）外を基本とすることが示されたことから、避難経由所及び避難所を「資料 上越市地区別避難先等一覧」のとおり設定する。

【当市の避難先候補市町村】

原子力災害時の新潟県広域避難マッチングの状況（平成27年7月 新潟県）を基に上越市作成

方 面	市町村名
上越市内（避難準備区域（UPZ）外）※	
糸魚川・妙高方面	糸魚川市
	妙高市
魚沼・湯沢方面	魚沼市
	南魚沼市
	湯沢町
	津南町
県 外	今後、新潟県が近隣県との調整を進める。

※当市住民の基本となる避難先を「上越市内（避難準備区域（UPZ）外）」とした考え方
広域避難先マッチングの主な前提条件等（新潟県広域避難検討WTの検討資料）から抜粋

- 事故と被害想定
 - ・単独の原子力災害もしくは自然災害と原子力災害の複合災害とする。
 - ・PAZ及びUPZでは防護措置がとられる。
 - ・UPZ外では、自然災害による影響がなく、原子力災害に対する防護措置も必要とされない

- 避難者の想定
 - ・避難者の最大数（PAZ人口とUPZ人口）は約46万人。
- 避難所
 - ・原則、県または市町村が地域防災計画等で指定する避難所
※学校は体育館が原則。使用をやめた校舎は教室も使用。保育園は原則として使用しない。
 - ・UPZ外を含むUPZ市は、同一市内のUPZ外に避難所を確保する。

なお、市外、県外への避難などについても、引き続き県や関係市町村とともに検討を進める。

(5) 避難経路の指定

市は、県、北陸地方整備局、東日本高速道路（株）等の道路管理者から交通状況などの情報提供を受け、また国が公表する緊急時モニタリングの結果なども踏まえながら、住民等に対し適切な避難経路を示すとともに、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう周知する。

なお、「資料 上越市地区別避難先等一覧」では、避難等を行う際に使用することが想定される基本的な避難経路を示す。

(6) 避難等の完了の確認

市は、避難対象区域の避難状況を確認するため、町内会や自主防災組織と連携し、バスに乗車した住民等の世帯構成や氏名等を確認するとともに、避難所での避難者名簿の作成により、自家用車で避難等を実施した住民等の確認に努める。

また、県と協力し、避難対象区域の戸別訪問等を行うなど、住民等の避難等実施状況を確認する。

第5章 要配慮者等の避難体制

1 要配慮者への対応

要配慮者、特に避難行動要支援者の避難等の実施に当たっては、避難行動自体がリスクとなる場合があることを十分に考慮する必要がある。国は、避難等を行わなかった場合に比べ要配慮者の健康リスクが高まることがないように、避難等に要する資機材や医療・看護体制、安全な搬送手段が確保された場合に避難等を開始するとの考えを示している。

なお、要配慮者の避難体制については、新潟県行動指針でも「今後も十分な検討を必要とする課題」の一つとされ、継続して検討が進められているところである。

(1) 在宅の要配慮者への対応

市は、「上越市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」及び避難行動要支援者ごとの個別の支援計画（個別避難計画）に基づき、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達や避難誘導、搬送等を実施する。

また、福祉施設への緊急入所や病院への入院の必要がない要配慮者等が、避難所となった体育館等での生活で支障が生じた場合には、市は、県などと協議し他の施設での受入を実施する。

なお、避難準備区域（UPZ）内の避難行動要支援者数を「資料 上越市地区別避難先等一覧」に示す。

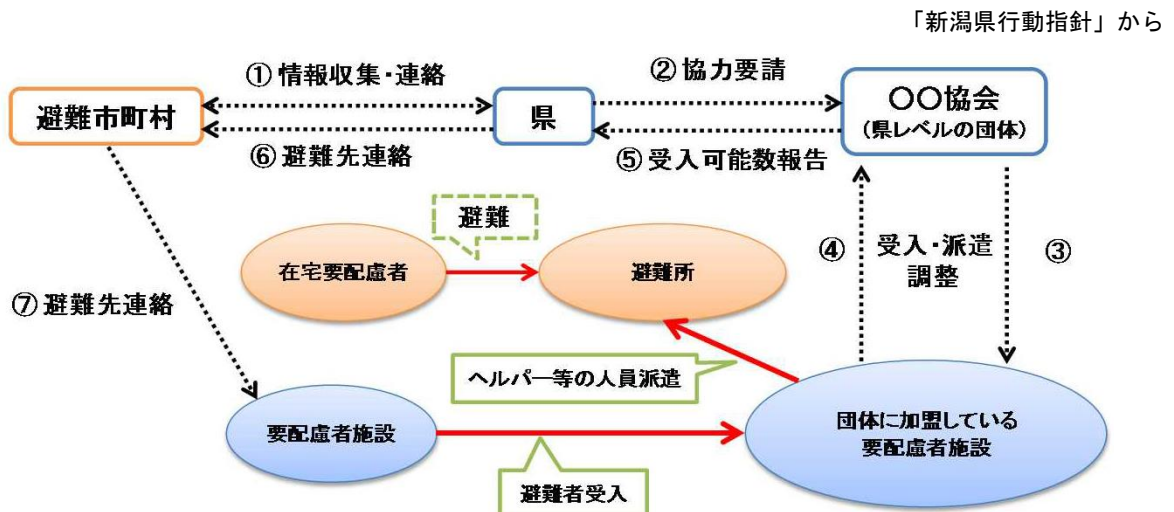
(2) 社会福祉施設入所者、入院患者等への対応

社会福祉施設入所者や入院患者等については、社会福祉施設や病院等医療機関の管理者が、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員等の指示・引率のもと避難等を実施することとされている。

なお、新潟県行動指針では、県が市町村とともに福祉団体等と協力して避難先の調整を行うこと、また、避難手段の確保に当たっては国や自衛隊等の協力を得るとの考え方が示されているが、具体的な内容については継続して検討が進められているところである。

※ 避難準備区域（UPZ）内に所在する要配慮者施設は、地域防災計画資料編 第4部 4-6を参照。

【県と福祉団体等の協力・調整のイメージ図】



2 園児、児童、生徒への対応

保育園、幼稚園、学校（以下「学校等」という。）は、市等からの指示・情報に基づき、園児、児童、生徒（以下「生徒等」という。）及び教職員等の安全確保を図るとともに、あらかじめ定めたルールに基づき、生徒等を保護者へ引き渡す。

(1) 屋内退避準備情報が発表された場合の対応

- ・生徒等及び教職員等の安全を確保する。
- ・保護者等に迎えを要請し、あるいは下校させるなど、確実に保護者への引き渡し可能な方法で帰宅させる。
- ・保護者に連絡がつかない、又は保護者等が迎えに来られない生徒等については、迎えが来るまでの間、学校等で預かる。

(2) 屋内退避指示が出された場合の対応

- ・預かっている生徒等が屋外にいた場合は、教室や体育館などに入れ、手洗いやうがい等を行うよう指示する。
- ・保護者等による迎えを継続する。ただし、原子力発電所の状況等によっては迎えを中止し、引き渡せない生徒等は教職員とともに屋内退避を実施する。

(3) 避難指示等が出された場合の対応

- ・避難準備情報が発表された段階で、市と連携し、必要となる物資の確保など避難等の実施に備えた準備を開始する。
- ・避難等の指示が出された段階で保護者等に引き渡せない生徒等は、教職員引率のもと避難等を実施する。
- ・避難等の実施後、保護者等に連絡し、確実に引き渡しをする。

3 観光客等一時滞在者への対応

市及び県は、観光客等一時滞在者に対して、防災行政無線や市ホームページのほか、報道機関などを通じて、適切に情報提供を行う。

市は、屋内退避準備情報を発表した段階で、観光客等一時滞在者を市外に退去させる。

また、市は、屋内退避を指示した時点で市内に残っている観光客等一時滞在者に対し、宿泊先や屋内退避所等で屋内退避するよう指示するとともに、避難等を指示した場合は、市外退去もしくは最寄りの一時集合場所から住民とともに避難用バスにより避難等を実施する。

第6章 原子力災害医療

1 安定ヨウ素剤の配布・服用

安定ヨウ素剤の服用は、原子力発電所の状況や空間放射線量率等に応じて、屋内退避又は避難等の防護措置と組み合わせて実施される。

安定ヨウ素剤の取り扱いについては、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（平成25年7月19日作成 原子力規制庁原子力防災課）により示されているが、配備・配布体制など具体的な内容については県が検討を進めているところである。

(1) 配布・服用方法

安定ヨウ素剤の配布・服用について、市は、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」に基づき、又は災害発生時の国や県からの指示等に従い、実施する。

なお、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」で国が示している考え方は次のとおり。

○ 配布・服用の時期

- ・原子力規制委員会が原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等を勘案し、避難や一時移転等と併せた防護措置として、安定ヨウ素剤の配布・服用の必要性を判断する。
- ・その判断に基づいて、国の原子力災害対策本部又は県、市が服用の指示を出す。

《安定ヨウ素剤による、放射性ヨウ素の甲状腺への集積抑制効果》

服用時期	効果
放射性ヨウ素が摂取される前の24時間以内又は直後	90%以上を抑制
放射性ヨウ素が摂取された後8時間以内	40%の抑制
放射性ヨウ素が摂取された後16時間以降	ほとんどなし

○ 配布方法

- ・避難や一時移転等に併せて安定ヨウ素剤を配布・服用する場合があるため、避難経路上など住民が避難の際に容易に立ち寄れる所を配布場所に指定する。
- ・緊急配布の場合でも、医師が関与して配布・服用を行うことが望ましいが、時間的制約等のため医師が関与できない場合には、薬剤師や地方公共団体職員が適切な方法で配布することが妥当と考えられる。

○ 服用方法

- ・服用対象者は、服用を指示した地域に所在する者全員。
- ・3歳未満の乳幼児及び丸剤の服用が困難な人は、薬剤師等が粉末剤から調製した液状の安定ヨウ素剤を、3歳以上は丸剤を服用する。
- ・服用回数は原則1回とする。再度の服用がやむを得ない場合は、24時間の間隔を空けて服用する。

(2) 配備場所・数量

市及び県が整備している安定ヨウ素剤等の配備場所及び数量は次のとおり。

① 市整備（40歳未満市民の1回分）

（平成27年9月現在）

配備場所 (配備対象区域)	数量			
	安定ヨウ素剤 丸剤	安定ヨウ素剤 粉末剤	単シロップ、 注射用水	滅菌 スポイト
上越休日・夜間診療所 (合併前の上越市、名立区)	42,000 丸	3 本 (75g)	各 4 本 (2,000ml)	1,800 本
上越地域医療センター病院 (合併前の上越市、中郷区、板倉区)	47,000 丸	3 本 (75g)	各 4 本 (2,000ml)	2,050 本
安塚診療所 (安塚区)	2,000 丸	1 本 (25g)	各 1 本 (500ml)	50 本
浦川原区総合事務所 (浦川原区、三和区)	7,000 丸	2 本 (50g)	各 2 本 (1,000ml)	250 本
大島診療所 (大島区)	1,000 丸	1 本 (25g)	各 1 本 (500ml)	50 本
牧診療所 (牧区、清里区)	3,000 丸	2 本 (50g)	各 2 本 (1,000ml)	100 本
くろかわ診療所 (柿崎区)	6,000 丸	1 本 (25g)	各 1 本 (500ml)	200 本
大潟区総合事務所 (大潟区)	7,000 丸	1 本 (25g)	各 1 本 (500ml)	200 本
頸城区総合事務所 (頸城区)	7,000 丸	1 本 (25g)	各 1 本 (500ml)	200 本
吉川診療所 (吉川区)	3,000 丸	1 本 (25g)	各 1 本 (500ml)	100 本
合計	125,000 丸	16 本 (400g)	各 18 本 (9,000ml)	5,000 本

② 県整備（配備数量と配備予定）

（平成27年7月現在）

・ 丸薬

区 域	配備数量	備 考	
即時避難区域（PAZ）	168,000 丸	柏崎市、刈羽村、柏崎保健所に 配備	
避難準備区域（UPZ）内	2,495,000 丸	UPZ内の市町村を所管する 各保健所、県庁舎に配備	
避難準備区域 (UPZ) 外	おおむね 30～50 km圏	1,249,000 丸	おおむね 30～50 km圏内の市町 村を所管する各保健所、県庁舎 に配備
	おおむね 50 km以遠	—	今後、計画的に配備予定
合 計	3,912,000 丸		

・ 粉剤等

区 域	配備数量		
	粉剤 (500g)	単シロップ	水
即時避難区域（PAZ）	2	55	3
避難準備区域（UPZ）内	2	55	3
合 計	4	110	6

2 避難退域時検査及び簡易除染

避難退域時検査及び簡易除染の実施にあたっては、避難等の迅速性を損なわないよう十分留意しながら、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減、当該避難による汚染の拡大防止が図られるよう努める。

新潟県地域防災計画では、避難所等に設置された「救護所」において避難退域時検査及び簡易除染を行うこと、また、市は「救護所」の運営を支援することとされているが、具体的な内容については、県が「新潟県緊急被ばく医療マニュアル」の策定を進めているところである。

【避難退域時検査の基本的な考え方】

「新潟県行動指針」から

- ① 新潟県が主体となって、スクリーニングを実施。
- ② スクリーニングポイントは、避難準備区域（UPZ）外とする。
- ③ スクリーニング体制は、避難先及び避難経路を考慮する。
- ④ スクリーニングポイントは、避難準備区域（UPZ）外を所管する市町村が候補施設を選定し、県が決定。

《スクリーニングポイントとなる施設の選定の目安》

以下の点を考慮すること。

- 避難者は、土地勘のない市町村へ避難すること。
- スクリーニングポイントでは、ある程度の順番待ちが生じること。
- 悪天候でも実施できること。
- 避難者（車両）が多数来ること。

※ スクリーニング＝避難退域時検査

スクリーニングポイント＝避難退域時検査場所

第7章 避難者の支援等

避難開始当初は、市は避難等の実施に全力をあげる必要があることから、避難経由所や避難所の運営、生活必需品等物資の確保などは、県や関係市町村と連携・協力して実施する。

1 避難所の運営

避難所の運営は、上越市地域防災計画（地震災害対策編、津波災害対策編、自然災害対策編）及び上越市避難所開設・運営マニュアルにより対応する。

また、他自治体へ避難した際の避難所の運営は、第一義的に避難所を管理する自治体が行い、3日を目途に市が引き継ぐ。避難の長期化が見込まれる場合、市は、避難者が相互に助けあう自治的な組織の立ち上げを支援するなど、過度の負担がかからないよう配慮しながら避難者が主体となった運営に早期に移行していく。

2 避難の長期化に備えた対応

避難の期間が1週間を過ぎるなど長期化が見込まれる場合、市は、県への依頼を含め避難所の再調整を行う。

県は、避難が長期化する場合に備え、国及び市と連携し避難者がホテルや旅館等へ移動できるようあらかじめ体制を整備するものとされている。

県、国及び市は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及びあっせんにより、避難所の早期解消に努めるとともに、早期解消に向けた情報共有を行う。

3 生活必需品等物資の確保

県及び市は、避難に際して必要となる生活必需品等の物資について、県及び市の備蓄物資を活用するほか、必要に応じ国や関係事業者等に要請し、迅速に確保する。

4 他自治体からの避難者受入

市は、県からの要請に基づき、他自治体からの避難者受入に協力する。

その場合、市は、避難準備区域（UPZ）外の指定避難所の中から受入施設を選定し、当該自治体等と協力しながら避難者の受入を行う。

なお、当該避難所の運営は、開設当初は市が行い、3日を目途に避難自治体に引き継ぐ。